



広報

2024 April No.379

みはら



ゆずぴーる



三原小学校卒業式 ご卒業おめでとうございます

村税納付

- 軽自動車税 全期
- 固定資産税 第1期

期限のおしらせ

- 令和6年4月30日
- 令和6年5月31日

よろしくお願ひします。

4

人口と世帯数 | 総人口：1,398人 | 男：684人 | 女：714人 | 世帯数：733世帯

(令和6年2月29日現在)

(令和6年1月時点)

マイナ保険証をご利用ください



-本年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります-

マイナ保険証を使うメリット

1 医療費を20円節約できる

紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を**20円節約**でき、自己負担も低くなります。

マイナ保険証の方が
自己負担も
低くなるんだ



2 より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、**身体の状態や他の病気を推測**して治療に役立てることができます。
また、**お薬の飲み合わせや分量を調整**してもらうこともできます。

よく覚えてない
内容もあるから
助かるわね



3 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における**限度額を超える支払が免除**されます。

一度に高額な負担を
しなくて済むわ



・本年12月1日の時点でお手元にある有効な保険証は、12月2日以降、**最長1年間（来年12月1日まで）**使用可能です。

※ 有効期限が2025（令和7）年12月1日以前に切れる場合は、その有効期限まで使えます。なお、転職・転居等で加入している保険者が変わった場合、使えなくなります。

・本年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、お手元にある保険証が使えなくなる前に、申請いただくことなく「**資格確認書**」が交付され、引き続き、医療を受けることができます（マイナ保険証を紛失等した場合は、保険者に申請いただくことで「資格確認書」が交付されます）。



マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの
証明写真機からの申請



STEP2.

マイナンバーカードを健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



よくあるご質問

マイナンバーカードは安全なの？

マイナンバーカードのICチップには保険証情報や医療情報自体は入っていません。紛失・盗難の場合はいつでも一時利用停止ができますし、暗証番号は一定回数間違えると機能がロックされます。不正に情報を読みだそうとするとチップが壊れる仕組みもあります。



マイナンバーカードを健康保険証として利用するためにはどうしたらいいの？

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、ご利用登録が必要です。初めて医療機関を受診していただいても顔認証付きカードリーダーの画面で、そのまま初回の利用登録ができます。



どうやって受付するの？

マイナ受付は顔認証付きカードリーダーで行います。マイナンバーカードを読み取り口に置くと受付が始まりますので、画面の指示に沿って受付をしてください。



詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認いただけます。

マイナンバーカード 保険証利用

検索



ひとくらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和6年度 相談所開設の日程が決まりました

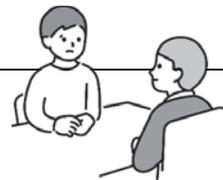
行政相談委員の田辺政克さんと、人権擁護委員の阿部秀さん、山岡美佐代さん、心配ごと相談委員の大塚佐代さんが、皆さんの悩みや人権の相談をお聞きします。

令和6年度 特設相談所日程

	開設時間	担当委員名	相談内容
令和6年4月15日(月)	10:00～12:00 13:00～15:00	田辺 政克 阿部 秀 山岡美佐代 大塚 佐代	行政・人権・心配ごと
令和6年6月10日(月)			
令和6年8月19日(月)			
令和6年10月7日(月)			
令和6年12月2日(月)			
令和7年2月10日(月)			

場所：農業構造改善センター（宮ノ川1113番地2）

※費用は無料で、相談内容の秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。



国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不測の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

所得が少ない、失業、事業の廃止（廃業）などの理由で保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、住民登録をしている市区役所・町村役場の国民年金担当窓口でお早めに手続きをお願いします。

産前産後期間の国民年金保険料が免除になります

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除になり、出産予定日の6か月前から手続きができます。

お住まいの市区役所・町村役場の国民年金担当窓口でお早めに手続きをお願いします。

会社を退職したときは年金の切替え手続きが必要です

20歳以上60歳未満の方が会社を退職され、農業者、自営業者、学生、フリーター、無職等になった場合には、国民年金第1号被保険者（又は第3号被保険者）への切替え手続きが必要です。

お住まいの市区役所・町村役場の国民年金担当窓口でお早めに手続きをお願いします。

マイナポータルを利用した国民年金の加入手続・保険料免除申請等の電子申請について

マイナポータルを利用した国民年金第1号被保険者の資格取得・種別変更、国民年金免除・納付猶予及び学生納付特例の電子申請ができます。詳細は、日本年金機構のホームページをご覧ください。

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_kokunen.html

9,000円相当
が無料!

後期高齢者健康診査を受けましょう

健康診査を受診して生活習慣病等を早期発見し、病気の重症化を予防しましょう。健診日や受診方法等についてはお問い合わせください。

● 対象者

高知県後期高齢者医療に加入している方

※ただし、次に該当される方は対象外です。

- ・病院又は診療所に6か月以上継続して入院している方
- ・介護施設等に入所中の方
- ・同じ年度内に特定健康診査や職場での健康診査を既に受診している方

● 受診期間

受診券発行後～令和7年3月31日

● 受診方法

① お手元に受診券が「ある」場合、お申し込みの必要はありません。

お手元に受診券が「ない」場合、お問い合わせ先にお申し込みください。

※次の条件に当てはまる方には、事前に受診券を送付します。

- ・生活習慣病で通院されていない方
- ・昭和22年4月1日～昭和23年3月31日生まれの方
- ・昭和23年4月1日～昭和24年3月31日生まれの方
- ・令和5年度に後期高齢者健康診査を受診した方

② 郵送で受診券が届きます。「受診券」、「問診票」等のセットです。

③ 病院・健診センターで受診する場合は、直接病院・健診センターにお申し込みください。

④ 健診当日は、被保険者証・受診券・問診票を持っていきましょう。

※三原村の集団健診で受診する場合は、事前に健康づくり推進委員もしくは役場に予約してください。健診までに健康づくり推進委員が「問診票」を持って行きます。当日「問診票」持って会場(農業構造改善センター)へお越しください。

● 自己負担

無料(年1回)

※2回目以降は、自己負担となりますのでご注意ください。

● 健診内容

- ①問診、②診察 ③身体測定 ④血圧測定 ⑤肝機能検査 ⑥血中脂質検査
⑦血糖検査 ⑧尿検査⑨腎機能検査 ⑩代謝系検査

● お問い合わせ先

三原村役場 住民課 後期高齢者医療係 46-2111



後期高齢者医療制度の 令和6・7年度の保険料率が決まりました

●被保険者均等割額 56,000円 ●所得割率 10.78% ●年間保険料の上限 80万円

高知県の後期高齢者の医療費は毎年増加しているため、医療保険が負担する費用も増加しています。

将来に渡って安定した制度運営を行っていくために、令和6・7年度の保険料率については、令和4・5年度の保険料率(被保険者均等割額55,500円・所得割率10.50%・年間保険料の上限66万円)から引き上げる事となりました。保険料の引き上げ幅については、基金を活用して抑制しています。

令和6年度の個々の保険料額につきましては、前年中の所得が確定した後、次の計算方法により7月初旬に決定する予定です。

★令和6年度の保険料の計算方法

保険料は一律に負担していただく「被保険者均等割額」と所得に応じて負担していただく「所得割額」を合計して被保険者個人ごとに算出します。

1人あたりの 年間保険料 (100円未満切り捨て)	=	[被保険者均等割額] 56,000円	+	[所得割額] 賦課基準額×10.78%
---------------------------------	---	-----------------------	---	------------------------

○賦課基準額とは、総所得金額等(被保険者の前年中の収入額から各種控除や必要経費を除いた所得の合計額)から基礎控除額(43万円)を差し引いた金額です。

保険料の激変緩和措置により令和6年度の1人あたりの年間保険料の上限は73万円です。(※100円未満切り捨て)

ただし、令和6年4月1日以降に75歳に到達し、後期高齢者医療制度の被保険者となられた方の年間保険料の上限は80万円です。

◆令和6年度は激変緩和措置があります

①所得割率の激変緩和措置

総所得金額等から基礎控除額43万円を差し引いた金額が58万円以下の方が対象

年間保険料 上限額	改正前(令和5年度)	改正後(令和6年度)	改正後(令和7年度)
	10.50%	10.01%	10.78%

②年間保険料の上限の激変緩和措置

令和6年3月31日以前に75歳になられた方及び障害認定により後期高齢者医療制度の被保険者となられた方が対象

年間保険料 上限額	改正前(令和5年度)	改正後(令和6年度)	改正後(令和7年度)
	66万円	73万円	80万円

◆被保険者均等割額軽減対象者の基準が広がります

被保険者均等割額は、同一世帯内の世帯主と被保険者の総所得金額等の合計が、下記を満たす場合に軽減される仕組みとなっています。5割・2割軽減対象者の基準が広がりました。

年間保険料 上限額	軽減後の 被保険者 均等割額	同一世帯内の世帯主と被保険者の総所得金額等の合計額(※)	
		改正前(令和5年度)	改正後(令和6年度以降)
7割	16,800円	43万円+10万円× (給与・年金所得者数※-1)以下	変更無し
5割	28,000円	43万円+10万円× (給与・年金所得者数※-1)+ (29万円×被保険者数)以下	43万円+10万円× (給与・年金所得者数※-1)+ (29.5万円 ×被保険者数)以下
2割	44,800円	43万円+10万円× (給与・年金所得者数※-1)+ (53.5万円×被保険者数)以下	43万円+10万円× (給与・年金所得者数※-1)+ (54.5万円 ×被保険者数)以下
軽減 無し	56,000円	上記以外の方	変更無し

※総所得金額等の合計額とは、前年中の収入額から各種控除や必要経費を除いた所得の合計額です。

給与・年金所得者数とは、給与収入が55万円を超える又は公的年金等収入が125万円(65歳未満の方は60万円)を超える世帯主及び被保険者の合計人数です。合計人数が2人以上いる場合に適用します。

●軽減判定の注意点

- ・65歳以上で公的年金等所得がある場合、公的年金等所得から15万円を差し引いた額で軽減を判定します。
- ・事業所得の必要経費に専従者給与は入らず、事業主の所得は専従者控除前の所得で計算します。(専従者給与所得は専従者本人の給与所得から除外します)
- ・譲渡所得の特別控除は適用されませんが、雑損失の繰越控除は適用されます。

スポーツ // 文化活動 // ボランティア

団体活動のための補償制度

小さな掛金 大きな補償

スポーツ安全保険

スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動、レクリエーション活動などを行う4名以上のアマチュアのクラブ・サークル・グループが加入できます。



保険の詳細な内容、資料の請求は、ホームページをご覧ください。

インターネットでかんたん加入
<https://www.sportsanzen.org>

《 65歳以上の方の介護保険料について 》

第9期介護保険事業計画期間(令和6年度～令和8年度)における65歳以上の方の介護保険料基準額は、月額5,200円(令和3年～令和5年に引き続き据え置き)となっています。この額は令和6年度から令和8年度の3年間に三原村の被保険者に提供される介護サービス費用の見込みと被保険者数に基づき決定されます。介護が必要ときに安心してヘルパーや介護保険施設を利用できるよう、介護保険料は必ず納めましょう。

◎介護保険料は本人の所得と世帯の課税状況に応じて決まります。

段階	保険料	保険料年額 ※100円未満 切り捨て	対象者
第1段階	基準額× (軽減前)0.455 (軽減後)0.285	(軽減前) 28,300円 (軽減後) 17,700円	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で本人及び世帯全員が住民税非課税かつ、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方
第2段階	基準額× (軽減前)0.685 (軽減後)0.485	(軽減前) 42,700円 (軽減後) 30,200円	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の方
第3段階	基準額× (軽減前)0.69 (軽減後)0.685	(軽減前) 43,000円 (軽減後) 42,700円	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の方
第4段階	基準額×0.90	56,100円	本人は住民税非課税で、世帯内に住民税課税者がいて本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方
第5段階	基準額×1.00	62,400円	本人は住民税非課税で、世帯内に住民税課税者がいて本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超の方
第6段階	基準額×1.2	74,800円	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方
第7段階	基準額×1.3	81,100円	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方
第8段階	基準額×1.5	93,600円	本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方
第9段階	基準額×1.7	106,000円	本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方
第10段階	基準額×1.9	118,500円	本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方
第11段階	基準額×2.1	131,000円	本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の方
第12段階	基準額×2.3	143,500円	本人が住民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の方
第13段階	基準額×2.4	149,700円	本人が住民税課税で、合計所得金額が720万円以上の方

※第1・2・3段階については、国の基準に従い、公費(国・県・村)投入により前年度に引き続き軽減措置します。

※介護保険料を納めないでいると、滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

- ・1年以上…介護サービスを受けた際に、いったん費用の全額を支払い、後から9割～7割の保険給付分を村に請求します。(償還払い)
- ・1年半以上…一時的に保険給付の一部または全部が差し止められます。
- ・2年以上…利用者負担が1割～3割から3割又は4割負担に引き上げられます。
又、高額介護サービス費や高額医療合算介護サービス費が支給されません。また施設入所時の食事・居住費の負担限度額制度を利用出来ません。

◎介護保険料の納め方

納め方は、年金から天引きとなる「特別徴収」と納付書及び口座振替で納付する「普通徴収」の2通りに分かれています。

●特別徴収の方(年金から天引きとなる方)

年金が年額18万円以上の方	毎年、年金の定期支払い(年6回)の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。 ※対象となる年金は、老齢・退職年金、障害年金、遺族年金です。
---------------	---

●普通徴収の方(納付書及び口座振替で納付する方)

年金を受給していない方 年金が年額18万円未満の方	毎年、納付書により金融機関などで納めていただくか、口座振替により納めていただくこととなります。原則として7月から翌年2月まで毎月(年8回)納めていただきます。
------------------------------	---

口座振替は、一度お申し込みいただければ指定した金融機関や郵便局の口座から自動的に引き落として保険料等を支払える便利な制度です。是非ご活用ください。

口座振替のできる金融機関及び申し込み方法

金融機関名… 高知県農業協同組合 三原支所 / 三原郵便局
四国銀行 宿毛支店 / 幡多信用金庫 平田支店
申し込み方法… 各金融機関の窓口で行えます。

○本来、年金から天引きとなる「特別徴収」の方でも、下記に該当するときは一時的に納付書及び口座振替により納付していただくこととなります。

- ・年度途中で65歳になったとき(誕生日の翌月から納付)
- ・年度途中で他の市町村から転入したとき
- ・年度途中で所得段階の区分が変更となったとき
- ・年度途中で年金の受給が始まったとき
- ・年金が一時差し止めになったとき(年金担保等)

ご不明な点等がございましたら、お問い合わせください。

【問い合わせ先】 三原村役場 住民課 介護保険係 電話46-2111



三原村不妊治療費助成金

不妊の悩みに対する支援の一つとして、不妊治療にかかる費用の一部を助成します。

【事業概要】

対象治療	一般不妊治療	特定不妊治療
	タイミング法・人工授精など	体外受精・顕微授精
対象者 ※①～④ の全てに 該当する方	①法律上の婚姻をしている夫婦(事実婚関係にある方も含む) ②最初の診察日の1年前から、村に住民票があり、かつ村に居住している夫婦 (勤務等の都合により夫婦のいずれか一方が村内に住所がない場合も含む) ③医療保険各法の規定に基づく被保険者、組合員又は被扶養者である夫婦 ④村税等の滞納がない夫婦	
助成上限額	5万円(1年度あたり)	10万円(1回あたり)
助成期間	通算5年間	6回まで(お子さん1人あたり)
内容	令和6年4月1日以降に、医療機関において夫婦が共に受けた一般不妊治療・特定不妊治療で、医師が認めたもの。	
申請期限	治療を受けた日の属する年度の3月31日まで(治療を受けた日が2月又は3月の場合は、翌年度の4月30日まで)に提出	1回の治療の終了日の属する年度の3月31日まで(治療の終了日が2月又は3月の場合は、翌年度の4月30日まで)に提出

【提出書類】 ○：必須書類 ▲：省略できる場合がある書類

	一般不妊治療	特定不妊治療
1. 不妊治療費助成金交付申請書 (様式1号)	○	○
2. 不妊治療費助成金医療機関受診等証明書 (様式2号)	○	○(※1)
3. 治療にかかった費用の領収書	○	○(※2)
4. 法律上の婚姻をしている ことが確認できる書類	法律婚(両人の戸籍謄本)	▲(※3)
	事実婚(両人の戸籍謄本・住民票・事実婚申立書(様式3号))	○
5. 健康保険証・限度額認定証の写し	○	○
6. 助成制度の交付決定通知書の写し・助成金額が確認できる書類	▲(※4)	▲(※4)
7. 村税等について滞納していないことが分かる書類	▲(※5)	▲(※5)

※1 高知県知事に提出する「特定不妊治療支援事業医療機関受診等証明書」の写しが提出できる場合はこの証明書に代えることができます。

※2 高知県が実施する特定不妊治療支援事業のため原本を提出する場合は、写しを提出してください。

※3 三原村に住民票があり、役場で確認できる場合は省略できます。

※4 この助成金以外の保険給付金や県の助成金等の給付を受けている場合に必要となります。

※5 補助金の交付に関する債務調査承諾書(夫婦それぞれ記入したもの)を提出した場合は省略できます。

申請先・問合せ先	三原村住民課保健衛生係 〒787-0892 三原村来栖野346 TEL:0880-46-2111
----------	---





火災 救急は119



～守りたい 未来があるから 火の用心～

消防団員募集中

・消防団とは？

地域に住んでいる・働いている方によって構成されている市町村の消防機関であり、消防団員は非常勤特別職の地方公務員として、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき消防活動を行っています。

消防団員は、いつ起こるかわからない災害に備え、定期的に消火訓練や火災予防の広報活動、消防水利の点検等を行い、災害時には消防署員と協力して消火活動・救助活動や避難誘導等を行い自らの地域の住民を自らで守る、地域の防災リーダー的存在です。



・入団資格

18歳以上で三原村に居住し、又は勤務されている心身が健康な方。

・消防団員の処遇改善

近年、災害が多様化・激甚化する中、一人一人の消防団員の負担も大きくなっています。こうした消防団員の功勞に対し、三原村消防団でも令和4年4月1日から年報酬・出勤報酬の増額をしております。

※消防団に興味がある方、詳しく知りたい方は三原分署までお問合せください。

住宅用火災警報器の設置率調査を行います。

令和6年4月～5月にかけて、住宅用火災警報器の設置調査を行います。消防職員が無作為に数件調査をいたしますのでご協力をお願いします。例年、三原村の住宅用火災警報器設置率は県内の他市町村と比べ低い水準となっています。村民の皆様には積極的な設置をお願いいたします。

また、すでに設置されているご家庭では点検の実施もお願いいたします。



住宅用火災警報器を付けましょう！

現在、すべての住宅に住宅用火災警報器設置義務があります！

設置義務

- 寝室
必ず寝室に使う部屋すべてに設置してください！
- 階段
2階以上に寝室があれば階段にも設置が必要です！

任意設置

- 台所
設置義務はありませんが、あると安心です。設置する場合は「熱式」の設置をおすすめします。

住宅用火災警報器に関するお問い合わせは・・・
幡多西部消防組合 三原分署 予防係 TEL 0880-46-2629



犬・猫の飼い方について

地域社会の中でペットと長く幸せに暮らすために、正しい飼い方を心掛けましょう。

～ 犬の飼い主さんへのお願い～

「吠え声に注意しましょう」

犬が頻繁に吠えると、周囲の人にとっては迷惑になります。吠える理由を見極めて原因から対処しましょう。また、外で飼っている犬は野生動物などがエサに近づき、その度に吠えることがあります。エサのあげ方や食べた後は下げるなどの対策をしましょう。



「フン尿は必ず片づけましょう」

フンを家で済ませてから散歩に出かけましょう。屋外で犬がフンをした場合は必ず持ち帰ります。また、犬小屋の近くなど普段犬がいる場所のフンはすぐに片付けましょう。



「屋外にいる犬は必ずリードをしましょう」

屋外で飼う場合や散歩の際には、必ずリードをつけて、飼い主から離れないようにしましょう。普段おとなしい犬や小型犬でもリードを離すと、逃げたり人に噛みついたりすることがあります。大事な家族を失わないためにも、近隣とのトラブルを避けるためにも、屋外ではリードをつけましょう。



「登録をしましょう」

犬を飼い始めた時は、役場で登録してください。また、1年に1回の狂犬病予防注射は法律で義務付けられています。5月6月に三原村で予防注射できる日がありますので、4月に届く案内をご確認ください。

～ 猫の飼い主さんへのお願い～

「室内で飼いましょう」

猫は室内で飼い、交通事故、争いによるケガ、感染症などの危険から守りましょう。フン尿や、ゴミを荒らす、鳴き声がうるさいなどの、猫による周囲の人への被害をなくすことにもつながります。



「首輪や迷子札をつけましょう」

飼い猫だと分かるように、しっかりと所有明示(身元表示)をしましょう。たとえ室内飼いであっても、開いた窓やドアからの脱走や突然の災害などで驚いて逃げってしまうことも考えられます。



「不妊・去勢手術をしましょう」

不妊・去勢手術をしないと、知らない間に子猫が生まれ、たくさん増えていることがあります。世話をしきれなくなることは社会問題にもなっています。また、不妊・去勢手術は、病気の予防やストレスの軽減のほか、オス同士の争いやマーキング行為の減少にもつながります。そのため、のら猫が家に集まってくる場合は、飼い猫を不妊・去勢手術することで寄ってこなくなる場合もあります。三原村では、のら猫も飼い猫も「不妊去勢手術費」を助成しています。手術予定のある方は、ぜひ一度役場までご相談ください。

「のら猫被害」に困っている方に

役場では、「猫が家の庭に入らないために」というチラシを作成しております。

必要な方は、[三原村役場住民課\(0880-46-2111\)](tel:0880-46-2111)までお問い合わせください。

※三原村役場も幡多福祉保健所も猫の捕獲・引取はできません。

幡多クリーンセンターからのお願い

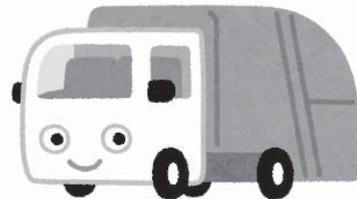
- ①灯油を燃料として使用する石油ストーブなど、灯油タンク内ではなく、ストーブ本体底に溜まった灯油も完全に抜いた状態で粗大ごみとし出してください。
- ②リチウムイオン電池など発火の恐れがある電池類の回収は、幡多クリーンセンターでも別途取り引きを行っているので、そのまま普通ゴミとして出さないようにお願いします。
- ③ウォーターサーバー（フロンあり）については、下記事項を必ずご確認ください、適切に処分してください。

「フロン類・第一種特定製品」か確認！

処分したいウォーターサーバーが、「フロン類・第一種特定製品」でないか確認しましょう。フロン類・第一種特定製品は、国が認定している「第一種特定製品廃棄等実施者」である回収業者に、引き渡さなければいけません。必ず処分費用が発生する製品なので注意してください。

ウォーターサーバーがフロン類・第一種特定製品であるかどうかは、ウォーターサーバーの銘板シールや、取扱説明書から確認できます。「フロン回収・破壊第一種特定製品」や「R-134a」という記載がある場合は、フロン類・第一種特定製品のウォーターサーバーです。銘板シールや取扱説明書がない場合は、メーカーに問合せしましょう。

- Rで始まるもの（R-12、R-134a、R-22）
 - HFC-134a、HCFC-22
 - CFC-12
 - 冷媒ガス、フロンガス
- これらの標記の物



自動車税の納付について【高知県からのお知らせ】

5月上旬発送予定の自動車税種別割の納期限は5月31日(金)となっています。納付は必ず納期限までにお済ませください。

銀行、郵便局、農協などお近くの金融機関やコンビニエンスストア、県税事務所の窓口、PayPayなどのスマホ収納での納付が可能となっています。

さらに昨年度より、地方税統一QRコードを利用して「地方税お支払いサイト」からのクレジットカード納付（※別途手数料がかかります）もご利用可能となりました。（詳しくは、納税通知書の裏面をご覧ください。）

また、金融機関で納付の際には、簡単・便利な口座振替の利用・申込もご検討ください。

自動車税種別割についての質問・相談がございましたら下記までお問い合わせください。

なお、身体障害者等の方の減免手続きの期限も5月31日(金)までとなっておりますのでご注意ください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

連絡先・高知県幡多県税事務所 電話番号 0880-35-5972

国際交流員の

コーディネーター・ロビンソンです!

vol.4

こんにちは。だんだん春が近づいていますね。桜が咲くのを楽しみにしています。春は特に好きな季節ですが、虫の少ない冬がとても楽しかったです。

冬と言えば、ウィンタースポーツでしょう。日本の冬を体験するために、ウィンタースポーツを体験しなければならないと考えました。このため、天皇誕生日に新潟県の湯沢町にスノーボードをしに行きました。雪が結構降っている日にスノーボードをしてよかったです。フワフワな乾雪がいっぱいありました。ノースカロライナより日本のスノーボードの方がいいと思っています。オーストラリアなどの外国人観光客がスノーボードをするために、訪日する理由が明らかになりました。とても綺麗な景色を見ながら日本の冬を体験できたと思います。

天皇誕生日の次の日に、東京に行きました。二日間、東京で同じくJETプログラムに参加している仲間たちと交流しました。最高の週末になったと言っても過言ではないです。今年の春にも、日本の季節を体験するのを楽しみにしています。

春と言えば、新しい始まりですね。新年度が始まると、生徒が次の級に入ります。三原中学校の3年生は卒業して高校生になりました。ご卒業おめでとうございます。高校生としても頑張ってください。部活動で忙しい日も、宿題が多い日もありますが、高校生活を楽しんでください。



公民館教室生徒募集

令和6年度に開講している教室は記載のとおりとなっています。初心者の方も大歓迎です。参加を希望される方は、教育委員会までご連絡ください。年度途中での申込も受け付けますので、興味のある教室開催日にお気軽においでください。

尚、開催日等については、講師の都合等で変更になる場合がありますので、ご了承ください。

【お問い合わせ】
三原村教育委員会
TEL:46-2559
FAX:46-2560



講 師/森本 時子

開催日/第1月曜日

時 間/13:30~15:00

場 所/多目的室



講 師/西村 和子

開催日/第2月曜日

時 間/19:00~20:15

場 所/和室



講 師/川崎 博子

開催日/第1火曜日

時 間/13:30~15:30

場 所/和室



講 師/加用 則子

開催日/第2・4火曜日

時 間/13:00~14:30

場 所/講義室

<花代実費>



講 師/東 尚子

開催日/第2木曜日

時 間/13:30~15:30

場 所/講義室



講 師/新谷 水保

開催日/第2・4土曜日

時 間/10:00~12:00

場 所/講義室



講 師/西川満壽代

開催日/第3土曜日

時 間/13:30~15:00

場 所/講義室

<材料代実費>



講 師/山畑美恵子

開催日/第3日曜日

時 間/10:00~12:00

場 所/講義室

<花代実費>



講 師/山田 啓子

開催日/第2・4日曜日

時 間/10:00~12:00

場 所/多目的室

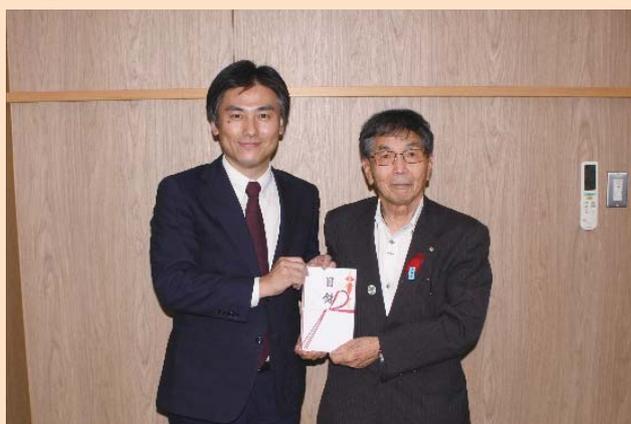
ご卒業 おめでとうございます



「企業版ふるさと納税」 による寄附をいただきました

四国情報管理センター(株)さまより、「子育て及び人づくりの環境整備事業」に対し、ご寄附をいただきました。

いただいた寄附金は「公園整備事業」に活用させていただきます。今後も子育てのしやすい環境整備に取り組んでいきます。



およろこび

下長谷



せい 清 あやと 綾斗くん
(令和5年10月18日生まれ)
父:裕哉さん 母:由以さん

島ノ川



はまなか ちあき 濱中 千彰くん
(令和5年11月13日生まれ)
父:颯人さん 母:怜さん

これからよろしくね!